

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○地方独立行政法人宮城県立病院機構の業務運営等に関する規則

(保健福祉総務課)

一

## 告 示

○家畜伝染病の発生

(畜産課)

二

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課)

三

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

三

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

四

○道路の区域変更

(道路課)

四

○道路の供用開始

(同)

四

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

四

## 公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

五

## 規 則

地方独立行政法人宮城県立病院機構の業務運営等に関する規則をここに公布する。

平成二十三年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五号

地方独立行政法人宮城県立病院機構の業務運営等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号、以下「法」という。)の規定に基づき、地方独立行政法人宮城県立病院機構(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務

及び会計について必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第二条 法第二十二條第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 法人の定款に規定する業務に関する事項

二 業務委託の基準

三 競争入札その他契約に関する基本的な事項

四 その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画の認可等の申請)

第三条 法人は、法第二十六條第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、同項の中期計画(以下単に「中期計画」という。)の期間の最初の事業年度の開始の日(九十日前までに、申請書に当該中期計画を添付して知事に提出しなければならない)。

2 法人は、法第二十六條第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、当該変更の内容及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画に定める事項)

第四条 法第二十六條第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 人事に関する計画

二 医療機器及び施設設備に関する計画

三 法第四十條第四項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する事項

四 その他法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画)

第五条 法第二十七條第一項の年度計画においては、中期計画において定められた事項のうち当該事業年度において実施すべき事項を定めなければならない。

2 法人は、前項の年度計画を変更したときは、当該変更の内容及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績の報告)

第六条 法人は、法第二十八條第一項の規定による評価を受けようとするときは、当該事業年度の終了後三月以内に、当該事業年度の年度計画において定められた事項ごとにその実績を記載した報告書を地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第七条 法第二十九条第一項の事業報告書には、中期目標において定められた事項ごとに、当該中期目標の期間における業務の実績を記載しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績の報告)

第八条 法人は、法第三十条第一項の規定による評価を受けようとするときは、中期目標の期間の終了後三月以内に、当該中期目標において定められた事項ごとに当該中期目標の期間における業務の実績を記載した報告書を委員会に提出しなければならない。

(財務諸表)

第九条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成十六年総務省告示第二百二十一号)に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第十条 法第三十四条第四項の規則で定める期間は、五年とする。

(積立金の処分に係る承認の申請)

第十一条 法人は、法第四十条第四項の規定による承認を受けようとするときは、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該中期目標の期間の最後の事業年度(以下「当該期間最後の事業年度」という。)の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手續)

第十二条 法人は、法第四十条第六項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第一項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 前項の納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可等の申請)

第十三条 法人は、法第四十一条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による認可を受けよ

うとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 借入れ又は借換えを必要とする理由

二 短期借入金の額

三 借入先

四 短期借入金の利率

五 短期借入金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第十四条 法人は、法第四十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 譲渡し、又は担保に供しようとする財産の内容

二 譲渡し、又は担保に供しようとする財産の予定価格(適正な対価を得てする売却以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあつては、その適正な見積価額)

三 譲渡の対価、担保の提供に係る債権の価額その他の取引条件

四 譲渡又は担保の提供の方法

五 譲渡又は担保の提供をしても法人の業務運営上支障がないと認める理由

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 法人の成立後最初の中期計画に係る第三条第一項の規定の適用については、同項中「同項の中期計画(以下単に「中期計画」という。)の期間の最初の事業年度の開始の日の九十日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。

### 告 示

○宮城県告示第百二十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があつた。

平成二十三年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ一ネ病

二 畜種

牛(黒毛和種)

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生場所又は区域

石巻市

五 発生年月日

平成二十三年二月八日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第百二十八号

県宮旧迫川地区土地改良事業(かんがい排水事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年二月二十二日から平成二十三年三月二十三日まで

三 縦覧場所

登米市役所、登米市豊里総合支所、登米市米山総合支所、登米市南方総合支所及び涌谷町役場  
○宮城県告示第百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十三年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市小原(次の図に示す部分に限る。)、福岡八宮(次の図に示す部分に限る。)、刈田郡蔵王町遠刈田温泉(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
白石市福岡八宮(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡蔵王町遠刈田温泉(次の図に示す部分に限る。)

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに白石市役所及び蔵王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百三十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十三年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十三年二月十八日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
株式会社本郷土木建設 忠一	名取市愛島笠島字表五十三	般十九百七十七百六十四号	一部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十三年 一月二十四日
有限会社タクテム 鈴木 卓麻	仙台市太白区富沢四丁目九・二十四	般十九百一十六百四十八号	全部廃業 一般建設業 土木工事業	平成二十三年 一月二十六日
株式会社テクエイト 鹿又 幸二	仙台市青葉区芋沢字鹿野六十五・一	般二十百一十二百四十号	一部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十三年 一月十九日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 利府松山線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
後	前	後	前	後
		一四・五〇	一四・〇〇	七八・〇〇
		一四・五〇	一七・三〇	七八・〇〇
		一四・五〇	一七・三〇	七八・〇〇

○宮城県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	利府松山線	黒川郡大郷町粕川字堀南二番六地先から同郡同町粕川字堀北一六番三地先まで	平成二十三年 二月二十二日

○宮城県告示第百三十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画公園

2 名称 七・五・四号 大年寺山公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

宮城郡松島町磯崎字長田八十番二十四の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区鶴ヶ谷東四丁目十三番八号

コスモスケア株式会社